平成２８年（フ）第１１号
長崎県大村市久原１丁目25番地９　もみじ台ドエル201号、前住所長崎県大村市小川内町1564番地
債務者　牛嶋　美紀
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
長崎県大村市古町１丁目565番地５　高月アパート２号室、前住所長崎県諫早市小長井町打越451番地
債務者　中原由希絵
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市大牟礼５丁目10番５号　ハーバービュー弐番館　305
債務者　難波　博史
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第７５６号
仙台市宮城野区燕沢東２丁目１番１―201号
債務者　真壁あき子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６２号
仙台市宮城野区福室５丁目12番４号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２８号
仙台市若林区文化町17番14号　恵優コーポ101、従前の住所宮城県黒川郡大郷町中村字屋鋪25番地の４
債務者　中澤　良彰
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅９Ａ１棟102
債務者　内山　　強
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟413
債務者　遠藤　龍次
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
茨城県水戸市見川５丁目295番地の２　市営見川住宅３棟104号
債務者　森　　幸江
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸227番地１　エルディム西Ｂ―102号
債務者　木暮　晴美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
茨城県結城市大字小田林2446番地13
債務者　小澤加保里
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３号
茨城県古河市松並２丁目１番13号　ハイツ日光園202号
債務者　細内　智明
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５号
茨城県坂東市莚打832番地３
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７号
茨城県結城市大字結城11749番地14　イルカステッロ203
債務者　千葉　令子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８号
茨城県古河市女沼850番地５　メゾンドジェンティール303
債務者　大薗　孝子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９号
茨城県古河市本町２丁目５番23号　堀越ビル402号
債務者　マルティラドンナ純子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３号
茨城県桜川市真壁町白井70番地４
債務者　古橋久美子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部